

みやぎ県民総合スポーツ祭補助金交付要項

1 目的

定款第4条第1項第4号に基づき、みやぎ県民総合スポーツ祭の運営を支援する。

2 補助対象

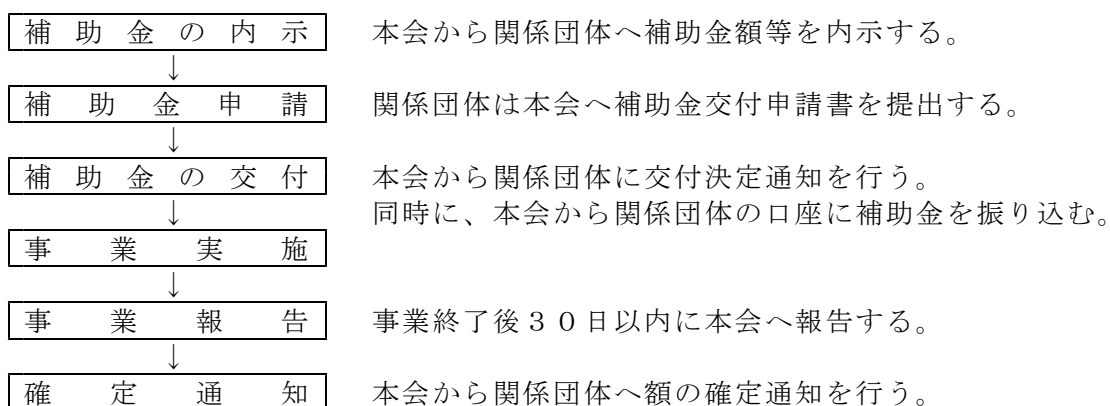
- (1) みやぎ県民総合スポーツ祭を実施する団体
- (2) 市郡体育協会

3 補助対象経費等 ※領収書の宛名は競技団体名とする。

下記大会運営費とする。但し、参加者にかかる経費は対象としない。

- (1) 交通費 役員・審判員・補助員等
- (2) 宿泊費 宿泊を必要とする場合のみ、1泊6,480円(税込み)を上限とする。
ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。
- (3) 使用料賃借料 1日10,000円を上限とする。
- (4) 報償費
 - ①役員・審判員等謝金 原則、1日2,000円を上限とする。
 - ②補助員等謝金 原則、1日1,000円を上限とする。
- (5) 食糧費 役員・審判員・補助員等の弁当代として1日1個500円を上限とするが、お茶代は対象外とする。
- (6) 需用費 消耗品費
※熱中症対策の飲料は消耗品とする。参加賞(景品代)は対象外
- (7) 役務費 通信運搬料、振込手数料等

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
平成27年4月1日一部改正